

外国人の中国社会保険への加入について

1、外国人の社会保険加入に関する政策

(1)外国人も「五金」加入へ

2011年9月6日、中国人力資源及び社会保障部は「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」を公布しました。同弁法は、2011年10月15日より施行されることになりました。

同弁法では、法に則り「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」などの就業証類と外国人居留証類、及び「外国人永久居留証」を持ち、中国国内で就業する外国人とその雇用者に対し、2011年10月15日より「五金」に加入しなければならないと定めています。「五金」とは、基本養老保険・基本医療保険・労災保険・失業保険・生育保険の総称で、通常中国人の従業員が加入する社会保険と同じものです。社会保険料の納付率は、地方ごとに異なります。上海市の納付比率は以下の表の通りです。

社会保険料	会社の納付部分	個人の納付部分
(1)養老保険料	従業員前年度の平均月給(*)×22%	従業員前年度の平均月給×8%
(2)医療保険料	従業員前年度の平均月給×12%	従業員前年度の平均月給×2%
(3)失業保険料	従業員前年度の平均月給×1.7%	従業員前年度の平均月給×1%
(4)出産保険料	従業員前年度の平均月給×0.8%	0
(5)労災保険料	従業員前年度の平均月給×0.5%	0
合計	従業員前年度の平均月給×37%	従業員前年度の平均月給×11%

(*:上海では、その納付基数の上限と下限が設けられています。上限は、前年度上海市従業員の平均月給の3倍、下限は、前年度上海市従業員の平均月給の60%となります。上海市2011年度従業員平均月給は4331元です。よって、上海で登録した会社であれば、社会保険料の会社納付分の上限は、 $4331 \text{元} \times 3 \text{倍} \times 37\% = 4807.41 \text{元/月}$ 、下限は、 $4331 \text{元} \times 60\% \times 37\% = 961.482 \text{元/月}$ となります。)

外国人の中国社会保険への加入について

(2) 社会保険の受給

社会保険に加入した外国人が、中国人の従業員と同様の社会保険を受給できるかについては、同弁法には、受給資格(*)を満たす場合、法に則り受給できると定めています。

(*)通常の中国人従業員の社会保険受給資格は次の通り:

社会保険の種類	社会保険待遇の享受条件
基本養老保険	定年（男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳）に達しており、且つ累計15年以上の養老保険料納付期間がある
基本医療保険	病気にかかった
労災保険	労災に遭った
失業保険	自己都合によらない事由で失業し、且つ累計1年以上の失業保険納付期間がある
生育保険	中国の一人っ子政策に適合する条件下で、子供を産み、養育している

ただし、注意すべきなのは、これらはあくまでも理論上の理想的な状態であるということです。実際には、これらの政策を実施するには、問題点があります。

例えば、生育保険を享受するには、一人っ子政策に適合しなければなりません。外国籍従業員に対してこの要求を実現させるのは不可能かと考えられます。また、失業保険を受給するには、失業が前提となります。しかし、外国人が中国で失業した場合、就労ビザを持たず、居留証を申請するのもありえません。それらの資格を持たずに中国に滞在するのは、違法居留となります。つまり、現行の外国人居留政策のもとで、外国人が失業保険を受給しながら、合法的に中国に滞在するのは、実際には考えられません。

以上の点を考慮すると、社会保険料を納付した外国人は、養老保険、労災保険、医療保険を受給することができるが、失業保険、生育保険の受給については、まだ整備されていないということです。

(3) 帰国した場合の手続き

定年に達する前(男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以前)に中国を離れた外国人については、社会保険の積立金は保留し、再び中国に来て就業する場合、納付年数は累計して計算します。ただし、本人が社会保険関係を終止すると書面にて申請すれば、それまでの社会保険料個人負担分の累計金額(即ち、個人で積み立てた金額)を一括で本人に還付します。

外国人の中国社会保険への加入について

また、前述した養老保険の受給条件(定年に達しており、且つ累計15年以上の養老保険納付期間がある)を満たせば、国外で養老保険を受給することが可能です(毎月年金をもらえます)。ただし、その場合、毎年少なくとも一回社会保険機構に、中国の大使館・領事館の提出する生存証明を提供しなければなりません(中国で養老保険を享受する場合、これらの手続きは不要です)。

外国人が死亡した際には、当人が積み立てた社会保険金は法により、その国の継続法に基づいて継続することができるとしています。

2、社会保険料の二重支払いについて

(1) 中国とドイツ、中国と韓国との租税協議について

前述した「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」では、社会保険に関して中国と双方または多方租税協議を締結する国の国民が中国国内で就業する場合、租税協議の規定により処理すると定めています。現在のところ、中国と社会保険に関する租税協議を締結している国は、ドイツと韓国しかありません。

ドイツ国籍の従業員は、中国で就労ビザを取得してから3ヶ月以内に、ドイツが発行した社会保険加入証明を会社所在地の人力資源及び社会保障部門に提出すれば、中国で養老保険料と失業保険料の支払義務が免除されます。しかし、労災、生育及び医療保険には加入しなければなりません。

また、韓国籍の従業員は、上記と同じ、中国で就労ビザを取得してから3ヶ月以内に韓国が発行した社会保険加入証明を会社所在地の人力資源及び社会保障部門に提出すれば、養老保険料の支払義務が免除されます。しかし、その他の四つの保険(医療、失業、生育、労災)には加入しなければなりません。

ドイツと韓国以外の国の国民が中国で就業する場合、「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」に基づき、社会保険料を納付しなければなりません。

(2) 中日両政府の、社会保障協定の締結に向けた交渉の展開について

社会保険料の二重支払いと掛け捨てを防ぐため、中日両政府は、2011年10月15日に、北京で社会保障協定の締結に向けて、一回目の交渉に入りました。中国人力資源及び社会保険部の担当者と、日本の外務省・厚生労働省の担当者が参加しました。

日本政府の提議案としては、中国で勤務年数が5年未満の日本人は、日本で社会保険料を納付していれば、中国で二重支払いする必要がなく、また、同時に日本で就職する中国人に対しても同じ扱いとするというものです。日本政府は今後1年程度で中国と協定内容の交渉を終わらせ、2013年の協定発効を目指しているようです。

また、2011年年初の中国人力資源及び社会保障部の情報によると、ベルギー、日本、フランス等の国が、現在中国と社会保険免除協議について交渉しているようですが、いまだに結果が出ていません。

3、政策の実施状況について

しかし、各地方政府は、「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」発効日の2011年10月15日になっても、詳しい「実施細則」を打ち出さず、また外国人の社会保険加入についても、強制力を持つ政策を実施していませんでした。

中国で就業する外国人は多く、またそれらの外国人の給与は高額です。外国人の社会保険加入を強制する政策を実施すると、外資系企業の負担は、重くなります。そこから投資価値が下がり、企業の撤退を招く危険性があります。各地方政府の反応は、こういった懸念によるものと思われます。

こうした中、2011年10月17日、北京市の人力資源及び社会保障部門が、実施細則の「当市にて就業する外国人の社会保険加入の業務手続き問題に関する通知」を出しました。同通知は、同年10月15日に遡り発効することになります。同規定は、外国人の社会保険加入に関する、中国ではじめての地方性法規となります。北京は、全国ではじめて、外国人を強制的に社会保険に加入させる都市となりました。北京市の人力資源及び社会保障部門のデータによると、同市では2011年年末までに、7800名の外国人が社会保険に加入したとのことです。

しかし、その後も政策が徹底されない状況が全国で見受けられたため、2012年1月18日、中国人力資源及び社会保障部は、「我が国の国内で就業する外国人の社会保険加入に関する問題の通知」を出しました。同通知では、外国人が法に則り社会保険に加入しなければならないことを再度強調しました。同通知では、外国人とその雇用者が、2012年1月1日までに法に則り保険加入手続きをしていない場合、2011年10月15日まで遡って滞納金を徴収するとしてします。

現在、外国人が集中する都市のうち、北京、深セン、蘇州、無錫などは、既に外国人を強制的に社会保険に加入させていますが、最も外国人が集中している上海では、まだそのようにはなっていません。(2010年より、外国人も社会保険に加入することができるという政策を打ち出していますが、強制力はないものです)。

上海でこれらの政策が実施される時期については、いまだに明らかになっていませんが、最終的には、北京などと同じようになることが予想されます。中日社会保障協定が早期に締結されれば、日系企業の負担も軽減すると思われます。